

ID: 203

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町公共下水道条例 第15条第1項		
例規番号	平成17年条例第146号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料の徴収) 第15条 町長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。 2 使用料は、毎使用月、その使用月における公共下水道の使用について、納入通知書等により徴収する。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文及び第16条の規定による。 (使用料の算定方法) 第16条 一般家庭の使用料の額は、別表第2に定めるところにより算定した額とする。 2 一般家庭以外の使用料の額は、毎使用月において使用料の算定基準日として町長が定めた日(以下「定例日」という。)に認定した使用者が排除した汚水の量(以下「排除汚水量」という。)に応じ、別表第3に定めるところにより算定した額とする。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日